

印旛利根川水防事務組合職員の定年等に関する条例

昭和60年2月13日

印利水条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2項第1項から第3項まで、第28条の3並びに第28条の4第1項及び第2項の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(規定の準用)

第2条 印旛利根川水防事務組合の職員の定年等に関する規定は、条例等により特別に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定に基づき、栄町職員の定年等に関する条例（昭和58年栄町条例第8号）の規定を準用する。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し、必要な事項は、管理者が規則で定める。

附 則

この条例は、昭和60年3月31日から施行する。